

くれしんカードローン「来店不要型（Web完結型／郵送契約型）」

2022年4月1日現在

1. 商品名	○くれしんカードローン「来店型（Web完結型／郵送契約型）」 一般社団法人しんきん保証基金保証付
2. ご利用いただける方	○以下のすべての条件を満たす方 ①広島県内にお住まいの方、またはお勤めの方 ②お申込み時および、ご契約時の年齢が満20歳以上65歳未満の方 ③安定継続した収入のある方 ④当金庫で一般社団法人しんきん保証基金保証付随時型カードローンのご契約がない方 ⑤日本国籍を有する方、または永住者および特別永住者の方 ⑥保証会社の保証を受けられる方
3. お使いみち	○自由 ※ただし、事業資金にはご利用いただけません。
4. 貸越極度額	○10万円以上100万円以内（10万円単位） ※一般社団法人しんきん保証基金保証付が保証する他の無担保ローンの合計額が一定範囲内であることが必要となります。 ※当金庫からのお借入れ総額が700万円を超える場合には、当金庫に出資していただき、会員となつていただく必要があります。その場合、別途ご融資実行時までに出資金（5千円以上）が必要となります。
5. ご融資期間	○3年 ※原則3年毎の自動更新としますが、年齢が満70歳の誕生日以降は更新できません。
6. ご融資金利	
(1) 金利種類	○固定金利
(2) 金利の決定方法	○都度見直しをいたします。
(3) 融資後の金利見直し	○借入期間中、利率の見直しはありません。
(4) 金利情報の入手方法	○金利については、当金庫の窓口へお問合せください。また、ホームページにも掲示しております。
7. お借入れ方法	○総合口座取引でご利用いただいているキャッシュカードにより、貸越極度額の範囲内で、ATM等からご融資（ご出金）する方法により、ご利用いただけます。 ○公共料金等の引落時点で、預金残高が不足する場合は、貸越極度額の範囲内で不足額を自動的にご融資する取扱いとなります。
8. ご返済方法	○元金 当金庫のATM等で随時ご返済いただけます。 ○利息 毎年3月と9月の第2土曜日を利息決算日とし、利息決算日の翌日に貸越残高に組み入れます。
9. 利息の計算方法	○毎日の貸越最終残高の合計額×利率÷365の算式による計算（付利単位100円）
10. 保証人	○不要です。一般社団法人しんきん保証基金保証付の保証とします。
11. 担保	○不要です。
12. 手数料等	○ローン口座開設時に、印紙代200円を指定口座から自動引落しいたします。
13. 保証料	○金利に含みます。
14. 遅延損害金	○年18.25%

15. ご用意いただくもの	<p>○本人確認書類 運転免許証 ※運転免許証を取得していない場合、マイナンバーカード、顔写真付住民基本台帳カード、運転経歴証明書等。ただし、Web完結型ではお取り扱いできません。</p> <p>○年収確認書類（お申込み金額が50万円を超える場合） 源泉徴収票、市区町村・税務署等の公的機関が発行した所得を証明する書類、確定申告書の控、年金振込通知書等 ※自営業者の方は、現在の業種での確定申告書をご提出いただく必要がございます。 ※審査の結果、希望貸越極度額が50万円以下の場合でも、年収確認書類の提出をお願いする場合があります。</p>
16. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>○苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9時～17時30分、電話：0120-32-8883）にお申出ください。</p> <p>○紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3593-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。 また、お客さまから、上記東京弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外のお客さまにもご利用いただけます。その際には、（1）お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、（2）当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部、もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。</p>

※お申込みにあたっては当金庫所定の審査がございます。また保証会社の保証が受けられない場合など、ご希望に添えないこともあります。あらかじめご了承ください。

